

植民地という不正とグローバルな正義¹

上原 賢司

本稿ではグローバルな正義と植民地主義との関係性について考察する²。人類の歴史として、「植民地支配は何かしらの意味で道徳的な不正である」という判断は、多くの人びとによって多かれ少なかれ共有されているだろう。現実においても、植民地支配からの脱却、独立のための運動は、20世紀の歴史を特徴づける重要な要素の一つであったといえる。そして植民地主義、ならびにポスト植民地主義をめぐるのは、今なお残る課題を析出すべく、多くの研究が蓄積され続けている³。

それに対して、「正義に適った理想的な世界とは何か」といった規範的な問いをもつばら探求してきたグローバル正義論は、多くの人びとにとって自明とは言えない不正義のありようを明示すべく、理論構築を続けてきたとみなすことができる。グローバルな正義を論じてきた論者からすれば、今ある世界のあるべき正義構想の検討にまずは専心すべきであって、まぎれもない不正義と受け止められる植民地主義をことさら論題に据える必要性は薄かったのかもしれない。

しかしながら近年、そうした研究状況は変化してきている。特に、グローバル正義論の研究者や、以前から領有権の正統性をめぐる研究をしてきた論者たちによって、「植民地主義の何が不正義であるのか」という問いへ

1 本稿は、2017年度日本平和学会春季大会（北海道大学）での報告「植民地主義はどのような意味で不正義なのか——植民地主義とグローバルな不正義——」を下敷きに、多くの加筆修正を施したものとなっている。

2 言うまでもなく、「植民地主義」という言葉は多義的であり、またその歴史や地域、形態も多様である。ここでは、極めて幅広い意味での次の定義「ある人民による他の人民への、開発格差をもたらす経済的、政治的、イデオロジカルな搾取による支配」(Reinhard 2011)を念頭に置いておく。

3 さしあたり、Kohn and McBride 2011, Loomba 2015, 西川・高橋 2009を参照。

の分析的な応答が試みられている。また、植民地主義とも密接に関連する歴史的不正義についても、グローバル正義論と並ぶ現代の政治理論の中心的な論点の一つとして盛んに論じられ続けている。

本稿では、そうした近年の植民地主義をめぐる政治理論の知見をてがかりとして、次の問いを検討する。グローバルな正義構想の案出にあたって、植民地主義という要素は何らかの意義を与えるものなのだろうか。与えるとすれば、それはどのようなものなのだろうか。実のところ、近年のグローバル正義論の研究者による植民地主義への主張の多くは、植民地主義という今の現実世界に連なる事象をグローバルな正義の中に適切に組み込んでいる。それら議論の批判的検討を経て、本稿は次のように主張していく。植民地主義への考慮は、グローバルな正義の構想を説得的なもののみならず一つの理由として受け止められるのみならず、グローバルな正義の構想の内容そのものに変容をもたらす重要な要因とみなされるべきである⁴。

本稿の構成は以下の通りとなる。第1節では、L・イビの植民地主義の不正に関する主張とそれへのL・ヴァレンティーニの批判を手がかりに、植民地主義の不正をめぐる議論とグローバル正義論との意外な距離について検討する。第2節では、D・ミラーとA・スティルツの集团的自己決定と植民地主義との関係性についての議論を踏まえて、集团的自己決定の尊重だけが導出される正義の義務なのかどうかを検討する。そして第3節にて、植民地主義を踏まえたグローバルな正義の構想として「集团的自己決定の公正な機会均等原理」を提示し、その擁護を試みる。続く第4節では、C・ルーによる構造的不正義としての植民地主義、グローバルな正義の主張を簡単に取り上げ、本稿の主張との類似点や相違点を明確にする。最後

4 あらかじめ誤解を避けるために付言しておかなければならないのは、本稿の主題はあくまでグローバルな正義と植民地主義との関係性についての部分的な考察であるという点である。とりわけ、ここで念頭に置かれているグローバルな正義とは、国内外の人びとや集団の有利／不利の正義に関わるいわゆる分配的正義を指す。そのため、植民地主義を含めた様々な歴史的不正義のあらゆる側面を汲み取って論じるものではない。

に、本稿の議論の現実的な含意とともに結論を示す。

1. 植民地主義・政治的関係・コスモポリタンな理想——L・イピによる規範分析

はじめに、政治理論が近年どういった形で植民地主義を論じてきたのかを確認するために、グローバル正義論の重要な論者の一人であるL・イピによる主張を取り上げたい⁵。彼女は、「植民地主義の不正とは何か」という問いに対し、カントの政治哲学を参照することで、植民地主義は、その歪んだ政治的関係性——意思決定にあたって参与している本人たちの平等と相互性 (reciprocity) とが否定されている関係性——ゆえに独特な不正である、と主張している (Ypi 2013: 163)⁶。

それではイピはどのような論拠をもってそうした主張を展開しているのだろうか。あらためて述べるならば、植民地主義は、アメリカ大陸のケースに代表される定住を目的とした植民、東インド会社のケースに代表される貿易を目的とした植民、そして宗教的な教化を目的とした植民といった形に、様々な形態をとりうる。そこで彼女は、それらに共通する特徴として、植民する側がされる側に対して強制的に持ちかけた、新たな関係性構築の開始であったという点に着目する。そしてそこにこそ、新たな関係性に不平等な形で被植民地側の人びとが巻き込まれてしまうという、各人の平等と相互性という理念に反した不正を見て取ることができる。さらにこうした関係性構築のプロセスにおける不正に加えて、現実の植民地支配はほとんどの場合、構築された関係性の中における不平等 (入植者と先住民との間の不平等) をも意味してきた。この点も、平等かつ相互的な政治協働からの逸脱という点で、先の理念に反する不正とみなされる (Ypi 2013:

5 イピおよび後述のヴァレンティーニやスティルツらの「植民地主義の不正」をめぐる議論については福原 2018、辻 2020を参照。

6 イピは別稿にてカントと植民地主義の関係について論じている (Ypi 2014)。カントの植民地主義理解については、さしあたり金2016を参照。

178)。

このように、イピは政治的関係とそこでの平等と相互性の欠如という点を取り上げることで、植民地主義に独特な不正を析出しようとしている。それではどうしてそこまで政治的関係に着目するのだろうか。彼女の狙いは、植民地主義を論じる際にしばしば言及される二つ観念——「ネーション」と「領有権」——を避けつつも、植民地主義の不正を提示しようとした点にある。ネーションという観念を持ち出さなければ、その観念に懐疑的な人に対しても植民地主義の不正を説得的に示すことができる(Ypi 2013: 159, 191)。そして領有権の観念に訴えかけるよりも、すなわち先住民による土地の占有に対する入植者による収奪という観点から植民地主義を考察するよりも、政治的関係に着目する方が、その不正をより適確に示すことができる。というのも、領有権の観念を用いた場合、定住を目的とした植民や植民地での正義の確立を目的とする植民を批判することが難しくなり、貿易のみを目的とした植民地的拡大も道徳的に許容されてしまうからだ⁷。

かくして、政治的関係における不正こそが、「植民地主義は不正である」という命題の中核として提示される。

貿易のルールであろうが（定住権を含めた）人の移動のルールであろうが、相互行為の平等かつ相互的な基盤の一つは、全員（everybody）が発言権を持てるよう保障し、ある集団（one group）が他の集団に承認される際に比例的な平等を付与するよう要求するものである。他者の要求に対しての互いに平等な配慮ならびにコミュニケーションにおける相互性というこの理想は、以前は関係を持っていなかった二つの政治集団が未来の政治協働の基盤を確立する時には、

7 領有権論による植民地主義理解への反駁は、イピの当該論文の主要部分となっている（Ypi 2013: 163-172）。それだけにより詳細な検討が必要であるが、本稿では議論の焦点の散逸を避けるためにも、この点を取り上げることはできない。

いつであっても考慮されなければならない。この理想からの逸脱は、政治的関係の好ましくない形態を正統なものとしてしまうことを意味する (Ypi 2013: 175)。

こうしたイピの論述は、世界中の人びとの平等な配慮と処遇の理想にもとづく、グローバル正義論におけるいわゆるコスモポリタニズムの平等主義的な原理とも符合している (Ypi 2012: 174-175)。

以上、イピによる植民地主義への分析的な主張を確認してきた。はたして彼女の議論は成功しているのだろうか。すなわち、植民地支配を不正と判断する道徳的直観を十全に説明しているのだろうか。次に、このイピの議論に対するL・ヴァレンティーニの批判を参照しながら、この議論の難点を見ていく⁸。

ヴァレンティーニは、イピの主張——政治的関係の不平等こそが植民地主義特有の不正である——を批判するにあたって、当の政治的関係の主体がイピの議論において曖昧なものとなっている点を指摘している。つまり、植民地主義という不正を被った政治ユニットを論じる際に、イピは、それを単なる各個人の集まりとして理解する集約的 (aggregate) 見解と、一つの共同体という行為主体として理解する集团的 (corporate) 見解との間で揺れ動いてしまっているというのである (Valentini 2015: 315)。実際、本稿で先に引用したイピの文章においても、彼女が個人の平等と集団の平等のいずれに力点を置いているのかは極めて不明瞭である。

まず、イピが集約的見解を採っていたとしよう。その場合、ヴァレンティーニによれば、政治的関係における個人への不平等を必然的な不正であるとみなすことはできない。犯罪者に対して法刑罰を執行するにあたって当人の合意を得る必要はないと考えられるように、そして政治的関係を変更するための能力において人びとの間で不平等があるのは当然であ

8 イピとヴァレンティーニの論争については、Moore 2016の整理も参照。

ると考えられるように、政治的関係における完全な平等は、現在の民主主義国家においても満たされるべきものと理解されていないからである (Valentini 2015: 316-323)。

一方で、イピが集団的見解を採っていたとするならばどうであろうか。その場合もやはり、そうした集団間の政治的関係における不平等を植民地主義特有の不正とみなすことはできない。この見解は、ヴァレンティーニによると、倫理的個人主義と両立させることができない。国内の居住者が統治者から抑圧的な政治的関係を強いられている政治ユニットに対して、その体制変換をもたらすべく他国から一方的な外圧がかけられているというケースを想定してみよう。これは (イピが不正と論じた) 政治関係構築における不平等を意味する。ところが、倫理的個人主義の観点から見ると、この動きは抑圧された居住者の解放をもたらすがゆえに、何ら不正なプロセスとはならない (Valentini 2015: 323-326)。こうした可能性が考えられる以上、集団的見解もまた植民地主義特有の不正を示すことにはつながらない⁹。

以上の検討を経てヴァレンティーニは、植民地主義特有の不正を明示するというイピの試みは失敗していると主張する。その代わりにヴァレンティーニは、「植民地主義の不正とは何か」という問いに対して、それがあくまで偶然的なものであると論じている。すなわち、政治的関係の構築

9 もっとも、このヴァレンティーニの批判が成功しているかどうかは微妙である。イピの狙いはあくまで植民地主義特有の不正の明確化であって、国内的な抑圧と植民地支配の構築のいずれがより深刻な不正であるかどうか、前者の解決を目的とすることで後者は正当化されるかどうか、といった論点を扱ったものではない (Ypi 2013: 186)。たとえば、A国に対して植民地支配をすでに行っている差別主義的な体制であるB国に対して、個人の自由や平等を尊重しているC国がその解放を目指すべく圧力を加え、結果としてC国がA、B国の宗主国となったでしょう。そこでたとえA国の成員がかつての支配状態以上に平等な地位を享受できるようになったとしても、それとは別の問題としてC国によるB国への植民地関係構築の不正を分析することが可能である。これこそがイピの強調点の一つである。しかしながら、彼女の議論において集約／集団という二つの見解が不鮮明であるというヴァレンティーニの指摘は妥当であろう。

における不平等が不正であった場合も、それは植民地主義においてのみ見出すことのできるような特有のものではない。もちろんこの点を含めて、植民地主義には多くの不正——抑圧、搾取、殺人、人種差別、非人道的な扱い……——が付随しているが、それらは植民地主義という文脈を離れても不正であると判断されるべき、一般的なものである (Valentini 2013: 312, 331)。

それでは、以上の二人の論者による植民地主義理解をどのように評価すべきだろうか。植民地主義特有の不正の有無を明らかにするという、極めて規範分析的な問いはここではあえて扱わない。ここで問題としたいのは、彼女らによる植民地主義への主張が、それぞれのグローバル正義論といかに関係する点かという点である。

そしてこの点に着目してみると、最初の単著でグローバルな正義を主題としているこの二人の論者がともに、この研究分野に与える植民地主義の意味については何ら言及していないことが見て取れる (Valentini 2011; Ypi 2012)¹⁰。これは一見すると驚くべきことかもしれないが、次に見るように彼女らの議論の当然の帰結であると考えられる。

イピの議論はあくまで、(世界中の人びとの平等な配慮と処遇という) コスモポリタンな原理を植民地主義——新たな政治的関係構築のプロセス——というケースへ応用する形になっている。政治的関係における不平等自体は、現在の世界にも見て取ることができ、彼女はこの点をグローバルな不正義の根本として問題視している (Ypi 2012: 123-129)¹¹。この意味するところは、不正な政治的関係が、過去の政治的ユニット間の関係とし

10 もっともイピは、R・グッディンとC・バリーとの共著論文の中で、植民地主義というかつての関係性の存在を根拠として、現在の旧宗主国と旧植民地国との間に分配的正義が成立すると主張している (Ypi, Goodin, and Barry 2009)。この主張の力点は、植民地主義の不正そのものにあるというよりも、関係性の事後の断絶は事前の正義の義務を失効させるものではない、ということの正当化にある。そこで植民地関係は、関係性の事後の断絶を国際的な場面で示している一つの事例とみなされている。

て植民地主義で構築されようが、現在の政治ユニット内外の個人間の関係として構築されようが、その不正さは根本的には無差別なものともみなされてしまっているということである。同じ原理（政治的関係の平等・相互性要求）の過去と現在との適用対象の違いでしかないのであれば、あらためてグローバルな正義として植民地主義を取り上げる必要はない¹²。

一方で、ヴァレンティーニの議論からしても、植民地主義をわざわざグローバルな正義の中に位置づける必要がないことは明白である。植民地主義にまつわる不正が偶然的なものであるのならば、そのことは、類似の不正が現在の世界でも生じていることを意味する。そうである以上、今を論じるにあたって植民地主義を取り上げる必要はない。かくして、イピとヴァレンティーニによる植民地主義に特有の不正義をめぐる探求は、グローバルな正義に何か特別な意義を与えるものとはそもそもならないのである。

本稿の見るところ、以上の議論は、植民地主義をグローバル正義論の中で論じるうえでの以下の三つの重要な要素を捨象ないし軽視しているがために、グローバル正義論との断絶をもたらしていると考えられる。その要素とは、①植民地主義は異なる政治ユニット間の関係性であること、②今に連なるまぎれもない過去の歴史であったということ、③植民地支配は宗主国を有利にし被植민국を不利にさせる経済的収奪を伴っていたこと、の三点である¹³。

11 なおイピのグローバル正義論において、各政治ユニット（国家）は、個人を対象としたコスモポリタンな正義にとっての道具的な有用性をもって正当化されている。この立場を彼女は「国家主義的なコスモポリタニズム（statist cosmopolitanism）」と表現し、他の論者との差別化を図っている。この構図ゆえに、ヴァレンティーニの指摘するような集計の見解と集団の見解のあいまいさが生じてしまっているのだと考えられる。

12 もっとも、かつての植民地支配と今の世界状況とを同じ原理から批判することで、「今の世界状況は（誰もが非難するだろう）過去の植民地支配そのものである」、といった現状の描き方はできるかもしれない。この論法の、現状批判におけるレトリカルな有効性や植民地主義特有の不正の探求との整合性についてはここで検討することはできない。

この三つの要素こそが、グローバル正義論において植民地主義に着目すべき理由を提供する。異なるユニット間であるからこそ、個人への単なる圧政や支配―被支配関係として理解すべきかが問題となり、それゆえ、国内的な社会正義の枠組みを用いてその全てを論じることがそもそもできなくなっている。そして、グローバル正義論のターゲットが抽象的な異なるユニット間における正義構想の案出にあるのではなく、あくまで今ここにある現実世界にあるのであれば、今にいたる世界史的な流れの一つとして植民地主義の問題を捨象することはできない。何よりも、グローバル正義論の主たる問題関心がグローバルな格差にあるのだとすれば、そうした格差に連なる要因の一つとして、植民地主義がもたらした経済的収奪ならびに各国間の有利不利についても検討が加えられなければならない。つまり、現代世界の問題に取り組むグローバル正義論だからこそ、植民地主義への考察との接合（あるいは断絶を正当化する論拠の提示）がより意識的に求められるのだといえよう¹⁴。

それゆえ、イビやヴァレンティーニが十分に取り上げていないこれらの点を踏まえた上で、あらためて本稿の問いを立てる必要がある。彼女らの議論は、これら要素が議論から欠けてしまっているという点をかえって鮮やかに示している。

2. 集団的自己決定と植民地主義

前節では、植民地主義への規範分析的な研究と、そのグローバル正義論

13 これは、植民地主義について論じる際に前提とすべき要素を網羅したものでもないし、植民地主義に伴う不正の全てをここから説明できるという主張でもない。あくまで、植民地主義の歴史を現在のグローバル正義論の枠組みで論じる際に少なくとも踏まえるべきだろう要素として、ここでは提示している。

14 この接合の意義や必要性を論じたものとして、Kohn 2013を参照。そして、植民地主義とグローバルな正義とを積極的に架橋した重要な研究の一つとして、後ほど触れるLu 2017を挙げることができる。また、植民地支配といった過去の歴史的不正義と現在の国際的な補償とを論じたButt 2009もその一つとみなせよう。

に対する意義の欠如を示してきた。それでは、植民地主義にまつわる不正はどのような形でグローバルな正義と関連していくのだろうか。この問いの検討にあたって本節ではまず、イピが意図的に避けようとし、ヴァレンティーニもまたその可能性を否定はしなかった、ネーションという観念を用いた植民地主義への応答を見ていきたい。特に、植民地主義をはじめとした歴史的不正義とグローバルな正義とをむすびつける主張を展開しているD・ミラーの議論を中心に検討していきたい。

ミラーは、現代政治理論において、自由で平等な個人というリベラリズムの観念と共同体の文化に関するナショナルなアイデンティティの尊重との調和的な関係性を強調する、いわゆるリベラル・ナショナリズムと呼ばれる立場の代表的な論者である (Miller 1995=2007)。そして彼は、グローバル正義論においても、ネーションの価値を擁護することでコスモポリタンな平等主義を拒否する主張を展開している (Miller 2007=2011)。そうした主張の中で、あるネーションが対外的に負っている責任の一つとして過去の植民地支配という歴史的不正義にも言及している。

それでは植民地主義へのナショナルな責任とグローバルな正義とは、ミラーの議論においてどのようにむすびついており、それによって何が意味されているのだろうか。彼はまず、過去の植民地主義という歴史的不正義に理論的に取り組むにあたって、今を生きる人びとがどうしてそれに応答する責任を責務として負っているのかどうかという問いが等閑視されてきたことを指摘する (Miller 2007=2011: 138 邦訳168頁)。ところが、いざこの問題に向き合おうとしたとしても、世代を越えた過去の出来事に対する現在への責任の割り当てという考え方は、自らの選択した行為の責任のみに目を向けるリベラルな個人主義との折り合いがそもそも難しい (Miller 2007=2011: 142-143 邦訳174頁)。そこで持ち出されるのが、ネーションという時間を越えた共同体の観念である。ネーションの今の構成員が、自らの共同体の先行する世代の構成員が生み出した歴史的な価値、利益を相続していると考えられるのならば、それは同時に、その負債に対す

る責任をも負っていると考えなければならない (Miller 2007=2011: 151-159 邦訳184-193頁)。この点で植民地主義という歴史的不正義は、かつての宗主国にあたるネーションに旧植民地国への責任を課す、グローバルな正義の一部分としてむすびつけられる。

次に、そうして割り当てられた旧宗主国の責任がグローバルな正義として何を意味するのかを見ていきたい。ミラーによればそれはまず、旧植民地国の絶対的貧困への救済責任 (remedial responsibility) が旧宗主国に割り当てられることを意味する (Miller 2007=2011: 139 邦訳170頁)¹⁵。それは、今の絶対的貧困の原因が過去の植民地支配という歴史的不正義に求められる限りにおいて、(その履行が強制されうる) 正義の義務を旧宗主国に課すことと同義となる (Miller 2007=2011: 249-250 邦訳300-301頁)¹⁶。このような形で彼は、「遠く離れた貧しい人びとに対して先進国の豊かな人びとは何を負っているのか」という、グローバル正義論における主要な問いの一つに対し正義の義務という答えを示すにあたって、植民地主義という過去の歴史への責任を一つの根拠として援用している。しかしそれはあくまで、現在の人びとの絶対的貧困の根絶、基本的ニーズの充足に焦点を当てたものとなっている。

もちろん、ネーションの責任を強調するミラーの議論の含意を、絶対的貧困の根絶のみに限定するのは不適切だろう。ナショナルなアイデンティティのリベラルな形での尊重は、各ネーションの集団的自己決定の尊

15 この救済責任は、世界中の人びとは誰であっても基本的ニーズが満たされていない貧困のまま放置されてはならない、という道徳的要求を意味する (Miller 2007=2011: 98 邦訳120頁)。ミラーのグローバル正義論の要諦は、ネーションの責任 (ならびにそこから生じるネーション間の不平等) を擁護しつつも、この救済責任がどのような場合にグローバルな正義の義務を生じさせるのかを特定しようとする点にある。

16 ここでは、補償を受ける旧植民地国の現状への有責性に依じて、補償の程度が左右されることも言及されている。なお、歴史的不正義への補償すべてがここでグローバルな正義と関連するわけではない。ミラーは、補償要求が多様な形を取りうる点に注意を促している (Miller 2007=2011: 139-140 邦訳168-169頁)。

重を意味する (Miller 1995=2007: 99-100 邦訳172頁)。そこで「グローバルな正義は、各国が相当程度の政治的自律 (a considerable degree of political autonomy) を正統な形で主張することが可能な、文化的に異なる国民国家からなる世界への正義として理解されなければならない」(Miller 2007=2011: 278 邦訳336頁)。それゆえ、旧植民地国の集団的自己決定もまた、グローバルな正義の内容の一つとして尊重されなければならないと考えられる。

ただし、この最後の点——旧植民地国の集団的自己決定の尊重——を主張するにあたって、ミラーが強調するようなネーションのような文化的同質性を不可欠の理論前提とみなす必要はないし、この点は強調に値する。そこで、植民地支配から脱することの道徳的意義をこの集団的自己決定から説明している、A・スティルツの議論も確認しておこう。

スティルツによれば、まず、集団的自己決定はそれを構成する各個人にとっても価値あるものである¹⁷。そこでは特に、その成員が単なる権利や利益の「受け手 (taker)」であるという事実に加えて、自らの属する社会制度の「作り手 (maker)」でもある点が強調される。そこで彼女は、被植民地の人びとが当該制度を肯定し協働的な参与者となりえているかどうかという観点から植民地主義もまた理解されるべきだとする、「アソシエーティブな見解」を支持している (Stilz 2015)。植民地主義の不正に関する別の二つの理解——被植民地の人びとが不正な統治の下にあるという事実をもつばら論難する「道具主義的見解」と、被植民地の人びとへの民主的な参政権の欠如を論難する「民主的見解」——では、脱植民地主義の意義を十分に説明することはできない。なぜなら、道具主義的見解においては、「受け手」の側面のみしか考慮していないがゆえに、善意に満ちた植

17 スティルツによるこの価値の正当化および、それが価値を持つための条件に関する詳細な説明についてはStilz 2016ならびにStilz 2019も参照。ここでは議論の焦点を絞るために、この点についての検討は行わず、彼女の正当化は成功していると仮定したうえで議論を進める。

民地支配を否定することができないからであり (Stilz 2015: 6-7)、また、民主的見解においては、「作り手」の側面を部分的にしか考慮できないがゆえに、旧植民地国の分離独立や自治の意義を十分に説明できないからである (Stilz 2015: 10)¹⁸。

かくしてスティルツは、成員の集団的自己決定の尊重という観点から、それが否定されてきた植民地主義を批判し、その状態からの脱却を正当化する。そしてその際に、ナショナルなアイデンティティに訴えかける必要はない。重要な点はいくまで、そうした文化的なアイデンティティの共有ではなく、「ともに政治協働をしていく意志」である (Stilz 2015: 19)。

この政治協働への意志にもとづく集団的自己決定が真正なものであるかどうかを見極めるにあたって、スティルツは、ナショナルなアイデンティティにではなく、次の三つの条件が満たされているかどうかを問題としている。それは第一に、この協働関係が実際に確立しているかどうかという政治的関係についての条件であり、第二に、各成員の基本的権利が守られているかどうかという基本的正義という条件であり、第三に、成員が自らの属する政治的関係を概ね肯定しているかどうかという主観的な正統性という条件である (Stilz 2015: 19)。これら条件が欠けている限りにおいて、政治ユニットの分離独立もまた許容される。特に植民地支配においては、最後の主観的な正統性がたいていの場合認められないがゆえに、その独立はより強固な要求となるとされている (Stilz 2015: 20)。

18 後者の批判は言い換えると、民主的見解において求められる参政権の平等な付与によっては、宗主国の一員として留まることも十分に正当化されてしまうという点を問題視している。これは、民主的見解においてはいわゆる政治的境界線 (国境) の線引きという論点を扱うことができないという批判とも重なるものである。なお、ヴァレンティーニはこのスティルツの見解についても言及しており、この見解もまた植民地主義特有の不正を指し示すものではないと論じている (Valentini 2013: 328-330)。これは植民地主義の不正を偶然的なものとする主張するヴァレンティーニにとってみれば必要な言及ではあるが、そもそもスティルツは植民地主義特有の不正として自らの見解を提示しているわけではない (Stilz 2015: 2)。

以上、集団的自己決定という理念を何らかの形で擁護しているミラーとスティルツの主張を確認してきた。植民地主義とグローバルな正義との関連性を踏まえてあらためて整理するならば、ミラーは、ナショナルな責任という観念を持ち出すことで、過去の植民地支配への現在における応答を可能とし、そこから二つの主張——旧植民地国での絶対的貧困根絶に関する正義の義務とナショナルな集団的自己決定の尊重——を導き出しているのだと理解することができる。そしてスティルツもまた、集団的自己決定の尊重という観点から、脱植民地化の動きを道徳的に正当化していると理解することができる。それゆえ二人の議論はそれぞれ、植民地主義が異なる政治ユニット間の関係に対するものであったという点と、それが今に続く歴史的なものであるという点という、前節で指摘した①と②の点を踏まえたものとなっているとみなせる。

それでは、ミラーとスティルツの主張は、グローバルな正義を考察するにあたって植民地主義がもたらす意味を十分に汲みつくしているとも断言できるだろうか。より直接的に言うならば、旧植民地国の集団的自己決定の尊重と絶対的貧困からの脱却のみを、植民地主義を踏まえたグローバル正義論は正当化するのだろうか。それらに加えて、前節で提示した、③植民地主義のもたらした経済的収奪（ならびにそれを加味した歴史）を踏まえて、現在のグローバルな正義を考慮すべきではないだろうか。

あらためて述べるまでもなく、植民地支配が過去においてもたらした経済的収奪についての規範的評価は複雑な問題である。というのも、それが本当に被植民地の当時の人びとの生活水準の劣化を招いたのかどうかという論点に加えて、その歴史的不正義に対する適切な賠償という観念自体もまた、多くの理論的課題を抱え込んでいるからだ¹⁹。

19 そこでは特に、賠償に相当する量の計算の困難さや危害がなかった場合の仮想例の恣意性、賠償する側とされる側との主体をめぐる不明瞭さといった難問が指摘されている。歴史的不正義への賠償義務論のこれら難題を検討したものとして、宇佐美2011を参照。なおD・バットは、「国際的なりバタリアニズム」の立場から歴史的不正義への補償を主張している（Butt 2009）。

しかし、ここで強調したいのは、そうした歴史的不正義に「正しく釣り合う」矯正的正義の必要性ではない。強調すべきは、植民地主義は被植民地への危害という側面のみならず、宗主国の有利さをより確固とする収奪という側面もあったこと、そして今のグローバルな経済格差が、そうした植民地の歴史を経て構成されているとみなせてしまえる点である。言い換えるならば、過去の人為によってもたらされた格差が今の格差につながっているということ、かつての格差を用いてさらなる今の格差をもたらした歴史であることを如実に示しているものの一つが、植民地主義であるといえる。だからこそ、現今のグローバルな格差を（肯定的に認めるにせよ否定的に拒絶すべきとするにせよ）主要な論点としてきたグローバル正義論においても、植民地主義のこの側面が考慮されなければならない。

もっとも、前述のミラーはこうした理解がありうる点にも注意を払っている。彼は（後に簡単に触れるT・ポッゲのグローバル正義論を念頭に置いて）、現在の格差を過去の植民地支配に求めるこうした議論に対して、それを歴史的不正義の文脈に位置づけたとしても現在との因果関係を示すことは困難であると論じている（Miller 2007=2011: 251 邦訳301-302）。そもそもミラーにしてみれば、たとえ旧植民地国であろうがなかろうが、各国の豊かさの差異はネーションの責任——集团的自己決定の尊重——という観点から肯定してしかるべきものである（Miller 2007=2011: 240-244 邦訳290-293頁）。だからこそ彼は、あくまで絶対的貧困の根絶という最低限の内容のみをグローバルな正義として提示しているのだと理解することができる。

しかしながらここで問題としているのは、過去の実害が現在の貧困にもたらした影響の正確な算定やその賠償義務の有無でも、各ネーション単位での決定の細かな差異でもない。過去の宗主国と被植民地という構図が、特に先進国の有利に寄与する形で、現在の豊かな先進国と貧しい途上国という構図につながってしまっているという点が問題とみなされ

ている²⁰。ミラーによる批判は、歴史的不正義への責任にもとづくグローバルな正義の義務を旧植民地国の絶対的貧困の根絶のみに限定する、彼の議論を十分に正当化するものとはなっていない²¹。

以上の議論は、グローバル正義論の中で植民地主義に着目するにあたって、その示唆することは旧植民地国の脱植民地化ないし集团的自己決定の尊重や、そして世界中の人びとの基本的ニーズの充足を意味する絶対的貧困の根絶にとどまると考える必然性はない、というものである。確かにそれらは、現実の旧植民地国が抱えている深刻かつ緊急の問題に呼応するものでもあるし、脱植民地に向けての政治的、社会的変革を道徳的に正当化するものではある。しかしそれらはたとえ、このように正義の観点から植民地主義という問題において満たされるべき必要条件であったと考えられたとしても、十分条件であると断言することはおよそできそうにない。

それでは他に何があるというのか。次に、今までの議論への批判に立脚した、本稿の冒頭の問いに対する応答の一つを提示してみたい。

3. 植民地主義という不正義と今のグローバルな不正義

前の二つの節を通して、グローバル正義論を論じてきた理論家はどのような形で植民地主義と向き合ってきたのか、そこで何が問題として残っているのかを明らかにしてきた。第二節で取り上げた論者たちは、植民地主義の①集団間の関係性 ②歴史性 ③経済的収奪 について、(意図的であったかどうかは措いておくとして) さしたる注目をしてこなかった。第三節

20 もちろんこの一般的な構図には例外が存在することも含まれる。かつての宗主国の一つが現在において（さらには未来において）他国と比べて経済的に不利な立場に陥ってしまっていることは十分に考えられる。その場合、そこでも歴史的不正義を問うことはできる一方で、現在の問題をあくまで扱っているグローバル正義論においては、そうした旧宗主国は特別に考慮すべき対象とみなされなくなることを意味するだろう。この点については後の注29も参照。

21 ネーションによる歴史的不正義への責任とグローバルな平等主義的正義とは必ずしも矛盾しないと主張した論考として、Tan 2008を参照。

で言及した論者たちの議論は、③の重要性を十分に考慮することなく、「脱」植民地の意義の説明に留まってしまっていたと考えられる。

それでは上記三つの点を踏まえることで、今の世界を対象とするグローバル正義論はどのように捉えなおすことができるのだろうか。違うように表現するのであれば、これら三つの要素を含むものとして植民地主義を考慮した場合、グローバルな正義はどのように案出されるべきだと言えるのだろうか。以降、本稿では次の主張「植民地支配という歴史的不正義は、今の世界を特別なグローバルな不正義として理解すべき、強力な理由を提供している」を提示し、その正当化を試みていく。言うまでもなく、これだけではあまりに抽象的かつ不明瞭な内容である。まずは、この主張を上記の三要素と関連づける形でより明確にしていきたい。

「植民地支配という歴史的不正義」と「今の世界」への言及は、そのまま上記の三要素を踏まえて現代世界を眺める必要性を明示するものである。たとえ歴史的不正義に対して道徳的に妥当な矯正的正義を案出することが困難であったとしても、その困難さによって、「その歴史性を無視してよい」という主張が妥当なものとなされることには決してならない。政治ユニット間の不正という歴史の後に現在があるという観点から、グローバル正義論を検討していくことは十分に可能であり、かつ必要なことであろう²²。

「特別なグローバルな不正義」とは、その歴史性の考慮がグローバルな正義の内容を（少なくとも部分的に）規定するということを意味する。それは、過去の歴史の積み重ねとしてのグローバルな正義の構想において、第一に、各国の集団的自己決定の尊重は不正義根絶の十分条件とはならない、ということの意味する。第二に、世界中の人びとの最低限の基本的ニーズの充足といった、無関係な人びとの間でも妥当することを想定するグ

22 結論部でも触れるが、政治ユニット間の関係として植民地主義に着目することは、すでに一つの国家に併合されてしまった中での植民地主義——国内的な植民地主義——の軽視を意味するものではない。ここではあくまで、国内的な社会正義論とは範囲を異にするグローバル正義論への関心から、議論を限定している。

ローバルな正義原理も、植民地主義という歴史を背負った私たちの世界の正義構想としては不十分である、ということの意味する。植民地主義という歴史に着目するグローバルな正義構想は、仮に世界が相互に無関係な諸国として歴史的に構成されていたとしても妥当する正義構想や、ただ人間であるという根拠だけをもって世界中の諸個人の平等な処遇を要求する非関係論的な形でのコスモポリタンな正義構想とは異なるという意味で、特別なものとなる²³。

「強力な理由」とは、植民地主義を深刻な不正義の一つとみなすのならば、まさにその考慮ゆえに、現今のグローバルな不正義もまた深刻かつ是正されなければならない、ということの意味する。すなわち、多くの人びとにはいまだあまり共有されていないかもしれない、「現今の世界はグローバルな不正義である」という道徳判断を支える有力な根拠の一つとして、多くの人びとの道徳的直観に合致しているとみなされる「植民地主義は不正である」という道徳判断を援用することができる、という考えである。

言うまでもなく、以上の補足的な記述においては、もっとも重要な点——植民地主義を考慮に入れたグローバルな正義構想は何を不正義とみなす点で特別であり、それによって何を要求するのか——が示されていない。本稿はその内容として、「各国の集団的自己決定は公正でグローバルな背景的制度の下で尊重されなければならない」という原理を提示したい。この原理——省略して「集団的自己決定の公正な機会均等原理」とする——は、各国が集団的自己決定を行うことができるようにすることを求めるのみならず、その自己決定を公正で平等な機会の下で実践していけるよう旧植民地国をより積極的に支えていくべきという原理である。それゆえ、

23 グローバルな正義の原理の妥当性を論じるにあたって、人びとの間の何らかの制度的関係を前提条件として据えるのか、それとも無関係な人びとの間でも成立するとみなすのかといった争点は、グローバル正義論における関係論 (relational) と非関係論 (non-relational) という分類によって論じられている。非関係論的でグローバルな分配的平等の原理を批判したものとして、上原 2017を参照。

旧植民地国の独立や集团的自己決定が単に実現されることを尊重し、そうした諸国を絶対的貧困という苦境から脱却させることで十分とみなす、前述のミラーの主張やJ・ロールズの「援助の義務」(Rawls 1999=2006)以上に要求度が高いものである²⁴。しかしながらその一方で、世界中の諸個人が結成するアソシエーションのいずれをも平等に処遇すべきといった要求や、世界中の誰をも個人として平等に処遇すべきといった、非歴史的なコスモポリタンの主張とは明確に区別される。

それでは上記のこの原理は、どのようにして正当化されると考えることができるだろうか。この原理の根拠として提示したいのは、植民地主義という過去の歴史によって、現代世界において各個人が享受する有利／不利が、生まれ育った政治ユニット（ここでは議論の単純化のために国家とみなしておく）間の差異によって大きく規定されてしまっている、グローバルな状況そのものである²⁵。今の南北格差は、純粋な自然の産物でも各行為主体の純粋な努力の産物でもなく、たとえ部分的であったとしても人為による産物である。今の格差がそうした経緯を少なからず有している以上、不利な立場に置かれた人びとに対して、単にそうした人びとが十分に自立

24 貧困国に対するいわゆる公正な貿易については、本稿で取り上げたミラーやヴァレンティーニ（そしてしばしば見落とされてしまうがロールズ）も、その必要性を主張している（Miller 2007=2011: 251-253 邦訳 302-303頁; Valentini 2011: 199-203; Rawls 1999=2006: 42-43 邦訳57-58）。これら公正な貿易の主張は、今ある現実世界においては本稿で示した原理と同じような（結論部で触れる）政策を是認するものとなるかもしれない。しかし、ミラーやヴァレンティーニらの主張する公正な貿易は、現実の貧困国に対して「発展のための適度な機会 (adequate opportunities to develop)」を提供するものにとどまっている。それに対して本稿の主張の含意は、旧宗主国と旧植民地国との発展のための機会における不平等そのものに注意を促し、集团的自己決定の機会において公正であることを要求する点にある。それゆえ、現実世界の中で貧困国に対してたとえ同様の優遇政策を是認したとしても、そうした優遇を切り止める点 (a cutoff point) において、本稿の主張はより要求度が高いものとなる。なお、グローバル正義論と公正な貿易との関係については、上原 2020を参照。

25 植民地主義の歴史が現今の状況を構築しているとして、植民地主義への矯正的正義とグローバルな分配的正義とを連関させる主張として、Collste 2010を参照。先述のButt 2009も同種の主張を内包しているとみなせる。

できるように手助けするだけ、絶対的な意味での貧困から脱却できるよう支援するだけでは、過去の人為の埋め合わせとしてはおよそ不十分である。形成されてしまった政治ユニット間の有利／不利そのものの問い直しを開くためには、単なる集团的自己決定の尊重ではなく旧宗主国と旧植民地国との間で公正な尊重が、グローバルな正義の一つとして求められる。

ここで強調したいのは、植民地主義という歴史に端を発する有利／不利への考慮は、過去の加害に対する応分の補償という要求とは異なるという点である。すでに言及したように、植民地主義がどの程度の補償を正当化する加害行為とみなされるべきかという問いは、回復すべき原状をどのように設定すべきなのか、植民地主義の正負の影響をどう見積もるのかといった点の検討を要求する、極めて難解な問題となる。それに対して有利／不利への考慮、とりわけ集团的自己決定の実践における不平等への考慮は、そうした吟味および明確な解答を必須とするものではない。植民地主義に由来する「集团的自己決定の公正な機会均等原理」においては、加害の質の分析や量の正確さではなく、加害によって生じた様々な政治ユニットの立場に焦点が当てられている²⁶。

以上の議論を補強するために、ここではさらにI・ヤングによる自己決定という観念への批判を参照したい(Young 2011=2014)。彼女は、社会経済的な個人の成功や失敗の原因を当人の自己責任に帰してしまう見解——特に、個人の選択を尊重しつつもそれとは区別される不運の平等化を主張する「運の平等主義(Luck Egalitarianism)」——を批判して、いかに個人の生活が背景的な制度・ルールによって規定されているかを強調している。たとえ運の要素が個人の生活に大きな影響を与えるとしたとしても、運以外の要素でありながら当人にはどうすることもできない影響力

26 このように言うことは、加害に対する応分の補償という矯正的正義が構想できること、なされうることを否定するものではない。後述の、第一に想定される反論への応答とも関連するが、特定の集団が特定の集団相手に為した歴史的不正義に対して、相互行為的で矯正的正義として補償を要求することは十分にありえる。

もまた存在する。そうした影響力は、「制度的ルールの仕組みや、ある個人や集団が制度の中でもつ権力、既存の環境の中での社会プロセスの実体化のありよう、人びとが形成した文化的習慣、これらに遡って突きとめられる」(Young 2011=2014: 33 邦訳44頁)。そうである以上、個人の自己責任ばかりに着目することは、かえってその背景を構成する人為的な制度・ルールの存在を不可視化してしまうことになる。

ここで言及したヤングの議論はあくまで個人に着目しているが、旧植民地諸国の集団的自己決定の背景の制度の重要性としては同様のことが言えるだろう。実際にヤングは、集団も含めた各行為主体の行為を制約する関係性に注意を払った、グローバルな責任構想を展開している²⁷。過去の植民地主義の歴史の現在におけるグローバルな制度構造への影響が認められたのであれば、それは、旧植民地国の「脱」植民地化や集団的自己決定の単なる尊重では不十分であることを意味する。さらにそれは、そうしたグローバルな背景的制度そのものを、旧宗主国と旧植民地国との間でより公正なものとなるよう、変革すべき必要性を意味するものとなるはずである。

もちろん、過去の植民地主義と現在のグローバルな正義とをこのようにつなぎ、正義に適ったグローバルな背景的制度への根拠づけに用いる本稿の主張には、少なくない反論が提起されるだろう。そこで次に、二つの想定されうる批判に応答することで、ここでの議論の説得力を少しでも高めておきたい。

第一に想定される反論は、植民地主義という、植民した側とされた側という一対一の不正義を、それとは無関係な諸国をも巻き込むグローバルな不正義という世界全体の問題と同一視することは不適切ではないか、という疑念である。旧植民地国に公正な機会を提供するにあたって、その国に

27 ヤングによる歴史的不正義への応答として (Young 2011=2014: 171-187 262-285頁) を参照。彼女はそこで、自らの提示する「社会的つながりによる責任構想」が、歴史的不正義への責任を理解するうえでも有用であると論じている。なお、構造的不正義に着目した彼女によるグローバル正義論の意義については、上原 2016を参照。

対して直接に経済的収奪を働いたわけでもなく、ましてや植民地を保有したこともない立場に当てはまる現在の富裕国のいくつかは、どうして何かしらの責任を負わなければならないのだろうか。

その疑問への応答としては、第一に、T・ポグゲによる相互行為的正義 (interactional justice) と制度的正義 (institutional justice) との区分を強調したい (Pogge 1995)²⁸。相互行為的正義とは、個人なり集団なりの互いの行為の正しさを直接的に問題とするものである。それに対して制度的正義とは、そうした各行為が生じる背景となる社会制度の正義を問うものである。そこでそれぞれの正義の内容が全く同一になると考える必要はない。この区分をここでの議論に当てはめると、旧宗主国と旧植民地国との間の相互行為的正義と、植民地主義の歴史によって形作られたグローバルな構造への正義との区分を意味する。たとえ、旧宗主国が果たさなければならぬ旧植民地国への加害に対する責任を問うべきだとみなされたとしても(前述のミラーはこの責任をまさに取り上げている)、そのことは、個別の植民地支配の実践によって形作られた現在のグローバルな制度の不正義を問題化することと完全に両立させることができる²⁹。

そして疑問への応答として第二に、植民地主義がもたらした「危害」の問題と、それがもたらした「恩恵」との区別も強調しておきたい。経済的収奪によって恩恵を享受できるのは、直接的な収奪者のみではない。植民地主義を経たグローバルな制度構造による恩恵は、有利な立場に置かれた国々に広く与えられているとみなすことができよう (Collste 2010: 94-95)。現今のグローバルな制度構造の中で有利な立場にある諸国は、たとえ

28 ヤングもまた、ポグゲに依拠する形でこの二つを区別することの重要性を強調している (Young 2011=2014: 71 邦訳100)。

29 これはすなわち、現在のグローバルな制度構造の中で格別な有利を享受できていないような旧宗主国においても、旧植民地国に対する相互行為的不正義が問われなければならないことを意味する。同様の構図は、旧植民地国が現在すでに十分な発展を遂げて、先進国の一員とみなされているといったケースにおいてもあてはまる。その場合、旧宗主国に求められるのは、危害に応分の賠償というよりも、歴史的な記憶、象徴的な賠償が主なものとなるだろう。

過去に植民地支配という相互行為的な不正義を行っていなかったとしても、自らが参与しその恩恵をあずかっているグローバルな制度的不正義へ応答していかなければならない³⁰。

第二に想定されうる反論としては、植民地主義という歴史的不正義に対して現在のグローバルな正義という応答はそもそも不適切ではないか、という疑問が考えられる。これは、過去志向的な歴史的不正義への応答と、未来志向的なグローバルな正義との齟齬を突くものである。

確かに、先に提示したグローバルな正義としての集団的自己決定の公正な機会均等という応答は、植民地主義という歴史的不正義への網羅的な応答とみなされるべきではない。あらためて述べるまでもなく、植民地主義の実害を単なる物質的な損害や現在における有利／不利の構築にのみ限定するのは明らかに不適切だろう。

しかしながらここでは、歴史的不正義を論じるにあたってJ・ウォルドロンが提示した、「歴史的不正義の遷移 (supersession)」の意義をあえて好意的に強調したい。彼によれば、かつては不正義とみなされその矯正が要求された事態が、環境の変化に応じてその矯正が正義の要求とはなくなる、といったケースはおおいに考えられうる (Waldron 1992)。繰り返しとなるが、時間的に現在と隔てられた歴史的不正義に対する矯正的正義 (賠償) というアイデアは、理論としても実践においても極めて論争的である。現在のグローバルな制度構造への着目は、そうした歴史的不正義にまつわる難問を迂回しつつも、その矯正の厳格な履行を不要とするような環境変化を求めるものである、と理解することもできよう³¹。

30 「危害を加えてはならない」という消極的義務違反として先進国の有責性を主張したポグゲの議論は、先進国そのものの直接的な加害というよりも、先進国によって形成されたグローバルな制度構造による加害を問題化したものである (Pogge 2008=2010)。

31 歴史的不正義に対するポグゲの説明も参照。もっとも彼は戦略的な狙いから、あくまで基本的人権の実現に議論を限定してしまっている (Pogge 2010: 233-234)。また、ここで取り上げたウォルドロン自身は、グローバルな制度的正義に着目することでの不正義の遷移の可能性、といったものに目を向けてはいない。本稿との関連でいえば、彼は、先住民の集団的自己決定の回復の必要性を論じる際に、不正義の遷移という観念を持ち出している (Waldron 2006)。

以上で言及した、相互行為的正義と制度的正義との区別、ならびに不正義の遷移というアイデアは、植民地主義という個別ケースの集積の歴史と現在のグローバルな制度的関係の正義への配慮とを、適切な形で結びつけることを可能としていると考えられる。もちろんこのことと、植民地主義という歴史的不正義にまつわる網羅的かつ理論的な解明とは別問題であるという点には、再度注意を促しておきたい。

4. 構造的不正義としての歴史的不正義と現在——C・ルーの議論

最後に、植民地主義をはじめとした歴史的不正義とグローバルな正義とを結びつけるC・ルーによる近年の議論を取り上げる (Lu 2017)。彼女の議論は本稿の主張や特徴と重なる点がいくつかあるものの、重大な点——歴史的不正義をもたらすグローバルな正義の内容——において違いも存在する³²。

まず、ルーの歴史的不正義論の重要な点を確認しよう。それは、歴史的不正義を構造的なものとして捉えようとしている点である。彼女は、本稿でも先に言及したヤングの議論に依拠しつつ、構造的不正義として植民地主義の不正義を論じている。

植民地の不正義とは……個人や国家の加害者による不正行為のみでなく、社会構造や構造的プロセスにもとづくものである。こうした構造やプロセスこそが、個人や国家の不正な行いを可能とさせ、そして助長さえさせるものであり、不正義な結果を生産、再生産するのである (Lu 2017: 126)。

ここで述べられているように、構造的不正義の強調は、実際に植民地支配

32 なお、本稿では彼女の議論の中でもひとときわ論争的であろう「和解」や「疎外」については触れない。この点についてはLu 2019も参照。

の歴史の中で不正をなした加害者（加害国）を無視するものではない。そうではなくて、この強調は、そうした加害者の行為を生みだした国際関係全般を含む背景的な状況そのものを、植民地主義を論じるにあたって見過ごしてはならないというものである。彼女によれば、まさに過去の植民地支配もまた、単なる宗主国による非植民地への不正義であるのみならず、国際的な当時の制度、構造によって規定され、そこで生じたものとみなされるべきものである（Lu 2017: 119）。

こうした構造的不正義としての植民地主義理解は、従来の不正義論ないしは標準的な国際関係論では捉えきれない問題への適切な理解を拓くものとみなされている。すなわち、国家間関係（国家間賠償）だけを争点とみなす見解への批判であり、不正をなした側となされた側との相互行為的な関係性だけを問題視する見解への批判である（Lu 2017: 18-19）。

かくして、ルーの主張に従えば、歴史的不正義がもたらした構造的不正義は今につながり、グローバル正義論が取り組むべき問いとみなされる。

……国際秩序における国家主権の配置状況とポスト植民地的な国家形成のプロセスとが、抑圧的な構造化されたおよび構造的な不正義——貧困のみならず、決定を行う能力（agency）の篡奪、剥奪、深刻な人権侵害といったものに直面する集団の不相応な脆弱さ——の再生産に対して原因として根本的な形で相互作用しているのだとすれば、グローバルな正義の問題と脱植民地化のチャレンジとは完全に分離できるものではないのだ（Lu 2017: 277）。

今のグローバルな正義はこうした構造的不正義であり、それは過去から今に至る植民地主義とつながっている。この点で彼女の議論は、本稿の主張の一つ——現今のグローバルな正義において植民地主義の不正を加味すべき——において重なり合っていると見える。そして、そうしたグローバルな正義が、単なる脱植民地化の肯定に留まるものとみなされるべきではな

いという点でも一致しているとみなせる。

しかしながら、重要な差異も存在する。それは、提示されているグローバルな正義の内容、とりわけ国家（政治ユニット）間の平等に関するものである。上記の引用で示したようにルーは、植民地主義を考慮したグローバルな正義として、構造の中で今なお脆弱なままであり続けている個人や集団の状況改善を示唆している。このこと自体の意義や妥当性を否定する必要はない。とはいえ、植民地主義の歴史ゆえに今なお苦境にある個人や集団に目を向けることと、もたらされた苦境によって生じた、ある個人や集団と別の個人や集団との間の不平等に目を向けることとは、視点が全く異なる。そこで本稿で先に示した「集団的自己決定の公正な機会均等原理」のようなものは、彼女の議論においては要求されていない。つまり、彼女は、少なくとも構造的な不正義に必ずしも還元されえない限りで、植民地主義がもたらした有利／不利、不平等をグローバルな正義の問題とみなしていないのである³³。

どうしてルーの議論はここでの有利／不利の問題に触れないのだろうか。その原因は、彼女が植民地支配の「恩恵」を、相互行為的な関係とのみ結びつけてしまっているからだと考えられる。つまり、植民地主義がどのような恩恵をもたらしたのかという点のもっぱら歴史的不正義への相互行為的な見解における問題関心であるとみなされ、歴史的不正義がもたらした苦境に目を向ける構造的な見解と区別されてしまっている（Lu 2017: 148-149）。この区別は、国家間の相互行為的な賠償の問題として歴史的不正義を論じたD・パットへの批判という文脈で展開されている（Lu 2017: 149-154）。かくして、構造的な不正義として植民地主義を考慮するにあたって、「現今の行為者間における保有物の分配の是正」ではなく、あくまで「不正な社会実践、あるいは現今の反対すべき関係や結果を生みだす、歴史的に発展してきた構造的に不正な制度、言説、実践の是正」が主要な問題と

33 同様の批判としてWaligore 2018を参照。

みなされる (Lu 2017: 171)。

しかしながら、相互行為と構造との二分法を主張するにあたって、前者においてのみ有利／不利が発生するとみなすべき理由は存在しない。舞台がグローバルか国内社会かはさておくとしても、社会の基本構造として生じる有利／不利、不平等に目を向けてきたのが、ロールズをはじめとした社会正義論の少なからずの論者たちが主張してきたことであった (Rawls 1971)。各人 (そして諸国家) 間における相互行為と世界的な構造との二分法を導入するにあたって、恩恵の有無や不平等という論点を一方にのみ排他的に結びつけるルールの議論は、不必要かつ不当に議論を単純化してしまっている。

実のところ、植民地主義から今につながる構造的不正義としてグローバルな正義を示すことと、そのグローバルな正義において過去から生じた有利／不利とを考慮することは、十分に両立可能だといえる。「集团的自己決定の公正な機会均等原理」は、そうした過去から今に至る有利／不利への配慮を示しつつ、各政治ユニットの自律性も否定しない、(限定的な意味で) 平等主義的なグローバルな正義の一つとみなすことができる。いずれにしても、植民地主義の歴史を踏まえた上でグローバルな正義を論じる際に構造的な見解を採用したとしても、そのことは、植民地主義が今に至るまでもたらした恩恵なり有利／不利なりを不正とみなすことはできない、という主張を必然的に含意するものではない。

結論

植民地主義とグローバル正義論とをめぐる以上の検討の結論を、本稿の冒頭に示した問いへの応答という形でまとめよう。私たちの今ある世界が植民地主義の歴史を経たものであるということは、現在のグローバルな正義を問う上で重要な意義を与える。それは、植民地主義という歴史的不正義に対して、今におけるグローバルな正義の実現を応答としてあげることができるからである。そしてここでいうグローバルな正義とは、旧植民地

国という政治ユニットの集団的自己決定を、旧宗主国のそれとをより実質的に平等に尊重することをグローバルな背景的制度として要求する、集団的自己決定の公正な機会均等原理を含めるものとして案出できる。

以上の結論のいくらか具体的な含意について、簡単な形ではあるがいくつか言及しておきたい。第一に、植民地主義を踏まえた上記のグローバルな正義の原理は、開発途上国の保護貿易や知的財産権利用における優遇、開発援助のさらなる促進といった動きを、グローバルな不平等それ自体の縮減といった目標が是認されようが否定されようが、「他にもない私たちの世界」における正義の義務として正当化する。そして以上の優遇措置や援助の適用は、単なる旧植民地国の政治的自立の達成のためという目的を超えて、公正な機会を享受できるようになるまで是認される。

第二の含意として、上記のグローバルな正義の原理は、植民地主義の歴史を考慮することで、個人の公正な機会均等にもつばら焦点を当てるグローバルな正義構想とは違った方針を現実において是認するものとなる。なぜなら、世界中の個人の享受する機会の平等化を達成する一つの単純な方法——個人の移動・定住のグローバルな自由化——は、集団的自己決定の公正な機会均等原理の目指す方向性と大きく異なるからだ。本稿で示したグローバルな正義の原理はむしろ、各個人の生まれ育った社会の政治経済的發展をより指向するものである。いわば、個人にとって「魅力的な場所」が人びとに開かれていることを単に要求するのではなく、「魅力的な場所」の世界における極端な偏在をこそ批判するものである。

最後に、本稿で光を当てることのできなかつた、国内的な植民地主義という問題との関連性にも触れておきたい。グローバルな正義との関連性を問うた本稿の議論の限定は、国内的な植民地主義という課題の道徳的重要性を損なうものでは決してない。むしろ国内社会の文脈においては、植民地支配の制度的不正義と現在にいたる相互行為的不正義との責任主体を、当該国家という形でより容易に同一視できる点が決定的に重要となる。そのため、グローバル正義論のみならず、同一国家の成員の自由と平等とを

問う従来の社会正義論の観点からも、植民地主義への責任をより明確に問うことができる。加えて、繰り返し強調するように、本稿は植民地主義と正義との関係性の一部を取り上げたものである。そのため本稿の議論は、記憶のための象徴的な賠償の意義、愛着ある土地の収奪と返還、マイノリティ文化の尊重といった問題を問うていくことと両立する。

参考文献（訳文は適宜変更させていただいた）

- Butt, Daniel. (2009) *Rectifying International Injustice: Principles of Compensation and Restitution Between Nations*, Oxford: Oxford University Press.
- Collste, Göran. (2010) “‘… Restoring the Dignity of the Victims’. Is Global Rectificatory Justice Feasible?”, *Ethics & Global Politics*, 3, 2, 85-99.
- Kohn, Margaret. (2013) “Postcolonialism and Global Justice”, *Journal of Global Ethics*, 9, 2, 187-200.
- Kohn, Margaret and McBride, Keally. (2011) *Political Theories of Decolonization: Postcolonialism and the Problem of Foundations*, Oxford: Oxford University Press.
- Loomba, Ania. (2015) *Colonialism/Postcolonialism*, third edition, New York: Routledge.
- Lu, Catherine. (2017) *Justice and Reconciliation in World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lu, Catherine. (2019) “Structural injustice and alienation: reply to my critics”, *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 23, 4, 544-555.
- Miller, David. (1995) *On Nationality*, Oxford, Oxford University Press. (富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳、2007年、『ナショナリティについて』、風行社。)

- Miller, David. (2007) *National Responsibility and Global Justice*, Oxford: Oxford University Press. (富沢克・伊藤泰彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳、2011年、『国際正義とは何か——グローバル化とネーションとしての責任』、風行社。)
- Moore, Margaret. (2013) “On Rights to Land, Expulsions, and Corrective Justice”. *Ethics & International Affairs*, 27, 4, 429-447.
- Moore, Margaret. (2016) “Justice and Colonialism”, *Philosophy Compass*, 11, 8, 447-461.
- Pogge, Thomas. (1995) “Three Problems with Contractarian-Consequentialist Ways of Assessing Social Institutions”, *Social Philosophy & Policy*, 12, 2, 241-266.
- Pogge, Thomas. (2008) *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms; Second Edition*, Cambridge, Polity Press. (立岩真也監訳、2010年、『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか：世界的貧困と人権』、生活書院。)
- Pogge, Thomas. (2010) “Responses to the Critics”, in A. M. Jaggar (ed.), *Thomas Pogge and His Critics*, Cambridge: Polity, 175-250.
- Rawls, John. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard University Press.
- Rawls, John. (1999) *The Law of Peoples: with “The Idea of Public Reason Revisited”*, Cambridge, Harvard University Press. (中山竜一訳、2006年、『万民の法』、岩波書店。)
- Reinhard, Wolfgang. (2011) *A Short History of Colonialism*, Manchester: Manchester University Press.
- Stilz, Anna. (2015) “Decolonization and Self-determination”, *Social Philosophy & Policy*, 32, 1, 1-24.
- Stilz, Anna. (2016) “The Value of Self-Determination”, in D. Sobel, P. Vallentyne, and S. Wall (eds.), *Oxford Studies in Political*

- Philosophy*, Volume 2, Oxford: Oxford University Press. 98-127.
- Stilz Anna. (2019) *Territorial Sovereignty: A Philosophical Exploration*, Oxford: Oxford University Press.
- Tan, Kok-Chor. (2008) “National Responsibility, Reparations and Distributive Justice”, *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 11, 4, 449-464.
- Valentini, Laura. (2011) *Justice in a Globalized World; A Normative Framework*, Oxford: Oxford University Press.
- Valentini, Laura. (2015) “On the Distinctive Procedural Wrong of Colonialism”, *Philosophy & Public Affairs*, 43, 4, 312-331.
- Waligore, Timothy. (2018) “Redress for Colonial Injustice: Structural Injustice and the Relevance of History”, *Global Justice: Theory Practice Rhetoric*, 11, 2, 15-28.
- Waldron, Jeremy. (1992) “Superseding Historic Injustice”, *Ethics*, 103, 1, 4-28.
- Waldron, Jeremy. (2006) “Supersession and Sovereignty”, *New York University Public Law and Legal Theory Working Papers*, Paper 406. (http://lsr.nellco.org/nyu_plltwp/406/)
- Young, Iris Marion. (2011) *Responsibility for Justice*, New York: Oxford University Press. (岡野八代・池田直子訳、2014年、『正義への責任』、岩波書店。)
- Ypi, Lea. (2012) *Global Justice and Avant-Garde Political Agency*, Oxford: Oxford University Press.
- Ypi, Lea. (2013) “What’s Wrong with Colonialism”, *Philosophy & Public Affairs*, 41, 2, 158-191.
- Ypi, Lea. (2014) “Commerce and Colonialism in Kant’s Philosophy of History”, in K. Flikschuh and L. Ypi (eds.), *Kant and Colonialism: Historical and Critical Perspectives*, Oxford: Oxford

University Press, 99-126.

Ypi, Lea, Goodin, Robert E, and Barry, Christian. (2009)
“Associative Duties, Global Justice, and the Colonies”,
Philosophy & Public Affairs, 37, 2, 103-135.

上原賢司、2016年、「グローバルな不正義と貧困 グローバル・インジャ
スティス：再考」姜尚中・齋藤純一編『逆光の政治哲学：不正義から
問い返す』、法律文化社、173-192頁。

上原賢司、2017年、「無関係な人びとの間の平等主義的正義は何を意味す
るのか——グローバルな運の平等主義の批判的検討」『政治思想研究』、
第17号、392-422頁。

上原賢司、2020年、「グローバル正義論と「公正」な貿易」『思想』、第1155号、
24-43頁。

宇佐美誠、2011年、「グローバルな正義と歴史上の不正義」田中愛治監修、
須賀晃一・齋藤純一編『政治経済学の規範理論』、勁草書房、53-64頁。

金慧、2016年、「植民地主義と不正義 カント：世界市民法の構想」『逆光
の政治哲学』、35-48頁。

辻悠佑、2020年、「植民地支配と政治的集合体の自己決定」『思想』、第1155号、
138-153頁。

西川長夫・高橋秀寿編、2009年、『グローバリゼーションと植民地主義』、
人文書院。

福原正人、2018年、「グローバリゼーションと支配——植民地支配の悪性
を題材として」田上孝一編『支配の政治理論』、社会評論社、197-208頁。